

第6号様式別表2の8記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第5項において準用する地方税法（以下「法」といいます。）第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属税額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。 ※ ただし、平成30年3月31日以前に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額については、当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度に生じたものに限りです。	令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項の規定による控除は、控除対象個別帰属税額の生じた連結事業年度以後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	